

平成 27 年第 4 回定例会 反対討論（平成 27 年 12 月 18 日）

■ 討論（しもづる）

無所属の下鶴隆央です。

私は、平成二十七年第四回定例会、議案第一二二号につき、反対の立場から討論いたします。

この議案第一二二号は、フラワーパークかごしまにつき指定管理者を指定しようとするものであり、平成二十八年度から五年間、これまでに引き続き、公益財団法人鹿児島県地域振興公社を指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、債務負担行為として、五年間で十億円余りが計上されております。

私は、フラワーパークかごしまにつき、計十億円以上もの支出を公募によらずに、県一〇〇%出資の外郭団体に対して行うことは、県民の皆様への説明責任を全く果たせないものであり、また、指定管理者制度の趣旨にも反することから、反対を表明いたします。

以下、反対の理由を三点申し上げます。

反対理由の一点目は、公募によらない指定であることであります。

本県における指定管理者の指定に当たっては、鹿児島県公の施設に関する条例第四条において公募の原則が定められており、特例として、同条例第七条において公募によらずに指定できると定めております。あくまで原則公募、例外として公募によらずに指定できるのであります。

また、今回の議案の場合、同条例第七条第一項第四号の知事等が特に必要と認めるときを根拠とするものであり、知事には、県民に対し、なぜ公募によらずに指定しようとするのか説明する責任があります。

これまでも、本会議、委員会等で質疑等を行ってまいりましたが、これまでの当局の答弁は、これまでの運営を高く評価しているですとか、高度な専門性を有するといったことを理由として挙げておりました。これらは、公募を行った上で、複数事業者の間で県地域振興公社を選定する理由にはなり得るでしょうが、そもそも公募を行わない理由にはなり得ません。

なぜ公募を行わないのでしょうか。実績のある事業者がいないかどうかは、公募してみないとわからないはずです。そもそも実績がないことを理由にするなら、民間事業者、NPO等は参入の機会を永遠に与えられないこととなります。

また、県地域振興公社のこれまでの運営を高く評価しているといっても、さらに高く評価できる実力のある事業者が応募してくるかもしれません。また、県の施策との関連性ですとか、地域への協力といった点についても、仕様書に明記すれば民間企業等で十分できる話であります。私は、これまでこの点、納得のいく説明、答弁を聞いておりません。

反対理由の二点目は、外郭団体に十億円以上にも上る巨額な発注を行おうとするにもかかわらず、余りに説明に根拠がないことであります。

外郭団体に契約・発注を行おうとする際には、県との密接な関係性があることから、その関係性を乱用することがないように、特に透明性、県民に対する説明責任が求められます。

この議案は、公益財団法人鹿児島県地域振興公社に十億円以上の支出を伴う指定管理者の指定をするものでありますが、この県地域振興公社は、県一〇〇%出資並びに現在のフラワーパーク管理受託事業以外にも、吹上浜海浜公園、北薩広域公園を公募によらず指定管理者の指定を受けているほか、さまざま

まな緑地管理を随意契約で受注しているなど、まさに外郭団体と言える存在であります。

どれだけ運営を高く評価しているといえども、それは公募にかけた上で、審査の過程で複数の応募者を比較する際に考慮すべき話であり、各種事業を公募によらずに受注しているこの県地域振興公社に対して発注するという事を考えれば、特に透明性、説明責任が求められるところです。しかしながら、今回、公募によらずに、これまでに引き続き外郭団体を指定しようとするのは、余りに説明責任、透明性が欠如していると言わざるを得ません。

反対理由の三点目は、平成十八年の本県における指定管理者制度の開始からずっと、この公募によらないという異常な状態を放置していることであります。制度開始当初ならともかく、制度が定着してきつつある今、また今後五年間、同じく公募によらずに、外郭団体である県地域振興公社を指定管理者として指定するという事は、県民に対する説明責任を果たす上から絶対に看過できるものではありません。

この指定管理者制度は、単なるコストカットではなく、住民ニーズを効果的・効率的に満たすための制度であります。そのためには、民間事業者、NPO等に広く参入の門戸を開き、公募により行うことが求められてまいります。

また、公募を行い、複数事業者が応募してきた場合の審査においては、明確な基準を事前公表した上で、それぞれの基準の評価結果を県民に対し広く公開する必要があります。

現在、本県の指定管理者制度に関するホームページには、各評価項目ごとの評価結果は掲載されておりません。これでは、やろうと思えば恣意的な選定ができてしまうことを意味します。つまり、公募によることはもちろん、審査に当たっての明確な基準の事前公表、そして各評価項目ごとの評価結果の公開が全て行われるべきところ、指定管理者制度導入から十年経過しようとするにもかかわらず、なされていない状況であります。

したがいまして、以上三点、公募によらないこと、外郭団体に巨額な発注を行おうとするには余りに透明性、説明責任が欠如していること、指定管理者制度導入当初から公募によらない異常状態を放置していること、この三点から、議案第一二二号につき、改めて反対を表明いたします。

なお、本県は、公募によらない特定という状態を余りに放置し過ぎであります。総務省が行った指定管理者制度導入状況調査、これは少し古く、平成二十四年四月一日現在の調査であります。それによると、公営住宅を除く指定管理者制度導入施設において、お隣の宮崎、熊本はいずれも、全て公募、しかも、選定に当たっても、職員以外の合議体で決定しているということでもあります。他の九州各県においても、佐賀を除き各県、七、八割以上の施設について、同じく、公募かつ職員以外の合議体で決定しているそうであります。

本県においては、約半数が公募によらない特定、職員を中心とする合議体による決定であり、また、この状況は、この調査が示されている約五年前とほぼ変わっておりません。

いま一度、改めて指定管理者制度の趣旨を見詰め直し、また、公平性・透明性の確保並びにその重要性を改めて認識すべきことを申し上げ、討論といたします。

ありがとうございました。